

## 論文審査の結果の要旨

氏名 中村 順昭

中村順昭氏の論文『律令官人制と地域社会』は、律令官人制の末端に位置し、官司運営に不可欠でありかつ多数にのぼった下級官人や官人身分獲得以前にある人々の存在形態を明らかにし、律令官司と地域社会との関係について見通しをもたらした基礎的な研究成果である。研究の特徴は、比較的史料に乏しい官人制末端の人々に関する制度・待遇を可能な限り明らかにし、また彼らの実態・出身母体を、正倉院文書や木簡など出土文字資料の広範な検討から実証的に解明したところにある。その際、中央官司と地方行政機構との両者にわたり、官人制末端層を介した官司と地域社会との接点について、幅広い視野から堅実に説得力に富む論旨を展開している。

第Ⅰ部「律令制下の官司と官人」では、太政官のもとにある中央官司の官人たちは、蔭子孫・位子の制によって貴族・官人が同一階層内で基本的に再生産されるシステムになっていたが、他方、官人の子弟ではない一般庶人が官人身分を獲得する道筋も存在したことを解明する。官司の末端に出仕して勤務実績を積んで官人となっていく方式であり、はじめは縁故を通じて勤めることから、官司と地域社会との結びつきが生じることを指摘するとともに、造東大寺の下に置かれた写経所など末端官司の運営実態を正倉院文書から明らかにした。律令官人制の末端のあり方に対する見通しをもたらした基礎的な研究といえよう。

第Ⅱ部「平城京の住民と下級官人」では、平城京の住民構成を実証的に明らかにし、京に戸籍をもつ京戸以外に、上京する仕丁などの力役者、諸国に戸籍をもちながら官司に出仕する下級官人、さらに官人身分をもたずに下級官人と同様に官司に勤める人々が多数にのぼったことに注目する。中央の律令官司の末端と平城京やその周辺の地域社会との関係を展望した点は、古代都市史の面からも高く評価されよう。

第Ⅲ部「地方行政機構と下級官人」では、地方の国府や郡家においても官人身分以外の人々が数多く官司運営に携わっていた実態を明らかにする。郡司の行政を支えた「郡雑任」たちは、呼称や職務分掌が多様で、一人で複数の職務を担ったり、個々の郡司により編成されたりしつつ、「外散位」とよばれる官人身分の者と一般の白丁とが混在して勤務した実情を指摘する。また国府の実務を支えた国雑任たちの歴史的変遷を明らかにし、八世紀末に「国書生」が増えてその待遇も定められたこと、同時期に郡司が国司の下僚化して国書生と同質化したこと、さらに国雑任と中央下級官人とも同質化したことなどを展望する。出土文字資料や地方官衙遺跡の発掘調査成果をも取り入れた歴史的展望であり、地方官司と地域社会とを見通した有益かつ先駆的な研究成果といえよう。

以上、本論文は、律令官司の運営を支えた官人制末端の人々に焦点をあて、史料制約を打ち破る幅広い検討によって律令官人制の基盤について実証的で説得力ある展望を提示しており、日本古代史に有益な基礎をもたらした研究成果として評価できる。

したがって審査委員会は、本論文が博士(文学)にふさわしい研究であると判断する。